

議案第 38 号

外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(北本市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 北本市印鑑条例(昭和 51 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次に掲げるとおり」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条各号を削る。

第 5 条第 2 項第 1 号中「又は外国人登録原票に登載又は登録されている氏名」を「に記録されている氏名(通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。)を含み、及び外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民にあっては住民票に記載されている氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。)」に改める。

第 14 条第 1 項中「失踪^{そう}」を「失踪」に改める。

(北本市災害見舞金等支給条例の一部改正)

第2条 北本市災害見舞金等支給条例(平成4年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき、本市に外国人登録をされている者」を削る。

(北本市手数料条例の一部改正)

第3条 北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第61号及び62号を削り、第63号を第61号とし、第64号から第75号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第8項中「第2条第1項第44号から第75号まで」を「第2条第1項第44号から第73号まで」に改める。

(北本市敬老祝金条例の一部改正)

第4条 北本市敬老祝金条例(平成14年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による外国人登録原票に登録され」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(北本市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

2 北本市認可地縁団体印鑑条例(平成8年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第1項各号」を「第2条第1項」に改める。

議案第38号参考資料

北本市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 印鑑の登録ができる者は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民基本台帳に登載されている者</u></p> <p>(2) <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>2 略</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 印鑑の登録ができる者は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳又は外国人登録原票に登載又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</u></p>	<p>（登録印鑑）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に登録されている氏名（通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。）を含み、及び外国</u></p>

<p>(2)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録抹消)</p> <p>第14条 印鑑の登録を受けている者が転出し、死亡(失踪<small>そご</small>の宣告を受けた場合も含む。)し、又は氏名、氏若しくは名を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>のうち非漢字圏の外国人住民にあっては<u>住民票に記載されている氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。)</u>、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録抹消)</p> <p>第14条 印鑑の登録を受けている者が転出し、死亡(失踪の宣告を受けた場合も含む。)し、又は氏名、氏若しくは名を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2 略</p>
---	--

北本市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例新旧対照表（外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例第2条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者 <u>及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき、本市に外国人登録をされている者をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。</p> <p>(2) 略</p>

北本市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例第3条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(60) 略</p> <p><u>(61) 外国人登録原票の写しの交付 1件につき 150円</u></p> <p><u>(62) 登録原票記載事項証明書 1件につき 150円</u></p> <p><u>(63)～(75) 略</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(60) 略</p> <p><u>(61)～(73) 略</u></p> <p>2～6 略</p>
<p>（手数料の減免等）</p> <p>第5条 第2条第1項第3号から第8号に規定する戸籍に係る事務については、規則で定める法律の条項に該当する者の手数料を免除する。</p>	<p>（手数料の減免等）</p> <p>第5条 第2条第1項第3号から第8号に規定する戸籍に係る事務については、規則で定める法律の条項に該当する者の手数料を免除する。</p>

2～7 略

8 第2条第1項第44号から第75号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。

(1)～(3) 略

2～7 略

8 第2条第1項第44号から第73号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。

(1)～(3) 略

北本市敬老祝金条例の一部を改正する条例新旧対照表（外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例第4条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（贈呈の要件）</p> <p>第2条 祝金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、毎年8月末日において、北本市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録され、<u>又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者</u>で、年齢が満77歳、満80歳、満88歳、満90歳又は満99歳となるものとする。</p>	<p>（贈呈の要件）</p> <p>第2条 祝金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、毎年8月末日において、北本市に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者で、年齢が満77歳、満80歳、満88歳、満90歳又は満99歳となるものとする。</p>

北本市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（登録申請） 第3条 略 2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、北本市印鑑条例（昭和51年条例第21号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、北本市印鑑条例第2条第1項各号の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規程により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。</p>	<p>（登録申請） 第3条 略 2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、北本市印鑑条例（昭和51年条例第21号）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、北本市印鑑条例第2条第1項の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規程により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。</p>